

2 イラスト・写真・文章等についての権利（著作権）

4. 著作物の保護期間

著作権には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。これは、著作者等に権利を認め保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすべきであると考えられたためです。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による著作権法の改正（2018年12月30日施行）により、著作物の保護期間は原則として著作者の死後70年までとなりました（改正前は著作者の死後50年まででした）。著作物の保護期間に係る改正の概要については、以下【図2.2】のとおりです。

【図2.2】 保護期間

著作物の保護期間		
種 類	改正前	改正後（2018年12月30日施行）
著作物	原則	著作者の死後50年
	無名・変名	公表後50年
	団体名義	公表後50年
	映画	公表後70年
	共同著作物	共同著作者が著作物を創作した時から著作者のうち最後に死亡した者の死後50年まで
		著作者の死後70年
		公表後70年
		公表後70年
		公表後70年
		共同著作者が著作物を創作した時から著作者のうち最後に死亡した者の死後70年まで

※ 保護期間の起算日は、著作者の死亡した年／著作物を公表又は創作した年の翌年の1月1日となります。